

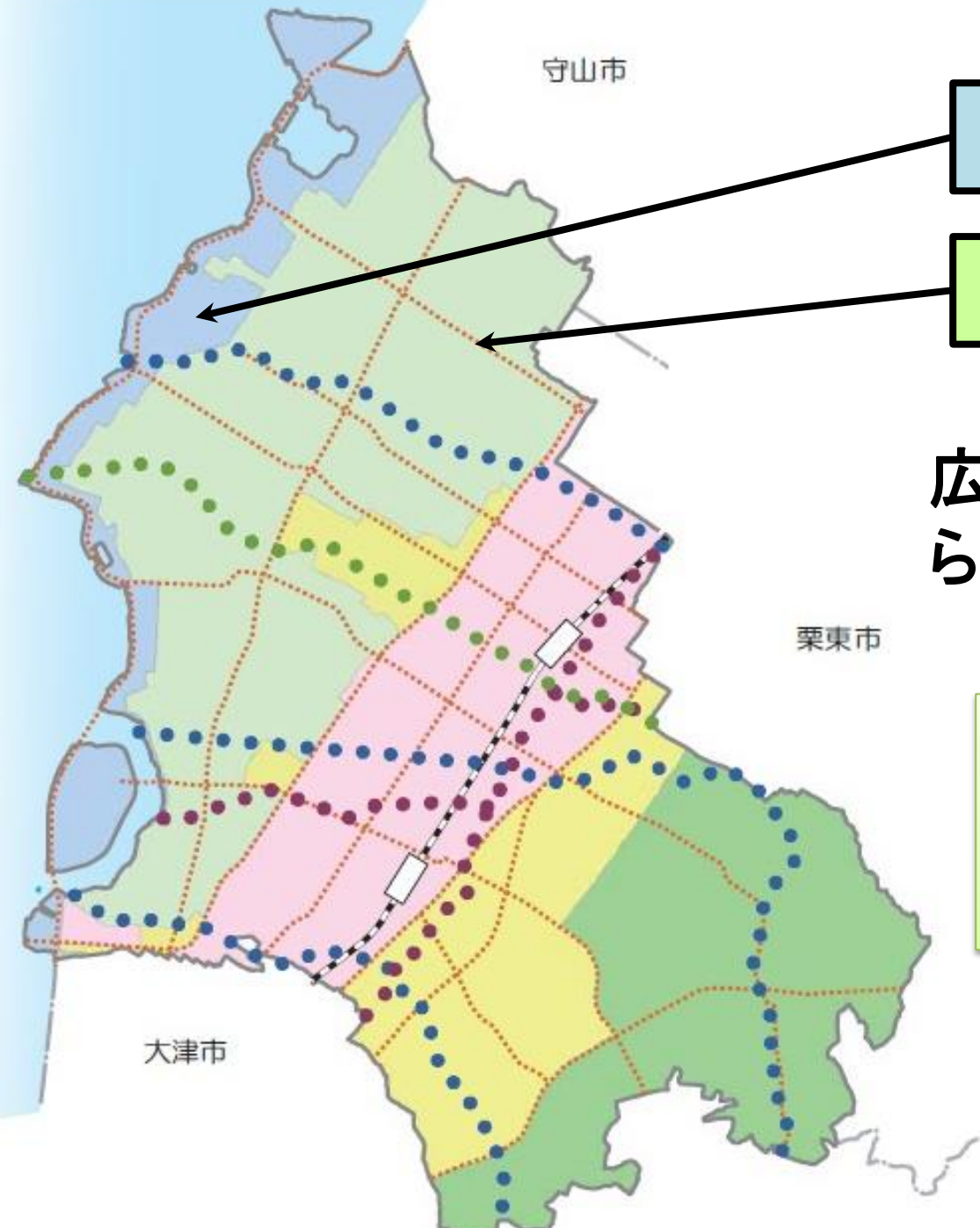
平成28年2月25日(木)  
第13回草津市景観審議会  
資料1

# 《議事1》

## 景観影響調査に関する意見について

(株式会社NTTドコモ

携帯電話基地局内のアンテナ・無線装置の改築)



**琵琶湖岸ゾーン**

**田園ゾーン**

広がりつつながりを感じられる眺望景観を守る

**【建築物・工作物】**  
最高部の高さは  
13メートル以下

## 田園ゾーン

- ① 公共、公益上必要な場合
- ② 現に有する機能を維持するため、既存の高さおよび容積の範囲内で行う、建築物等の増改築、および外観の変更を伴う修繕等を行う場合



景観影響評価を実施 + 景観審議会の意見 (※)

※ 草津市景観条例施行規則第68条各号および草津市景観計画による。

- ③ 社寺などの伝統様式による建築物の場合



景観審議会の意見



やむを得ないと認められる場合は、これによらない。

(例外として、高さ13メートル以上を可とする。)

# 景観影響調査について(概要フロー)

## 中景・遠景

### ◆視点場の設定

- ① 遠景の視点場 … 概ね2.0~5.0 km
- ② 中景の視点場 … 概ね0.5~2.0 km

→ 計画建築物等の高さが景観に与える影響を予測、評価する。

規模の評価

## 近景

### ◆視点場の設定

- ③近景の視点場 計画地から概ね0.5km以内

→ 計画建築物等の意匠・形態や色彩の適合状況や周辺景観との調和を予測評価する。

形態意匠・色彩等の評価

景観への影響が予測される場合は影響を低減するための措置(景観形成措置)を検討。

景観形成措置後の予測・評価により総合評価

# 景観法に基づく届出 件数(携帯電話基地局)

年度	届出件数	うち携帯基地局
25	149	34
26	90	39
27	75	13



当初計画で高さ制限を超えるものあり  
協議段階で基準内に変更

# 景観影響調査 案件1 (NTTドコモ 近江常盤局アンテナ)

## 1 対象行為の場所

草津市志那中町15-1

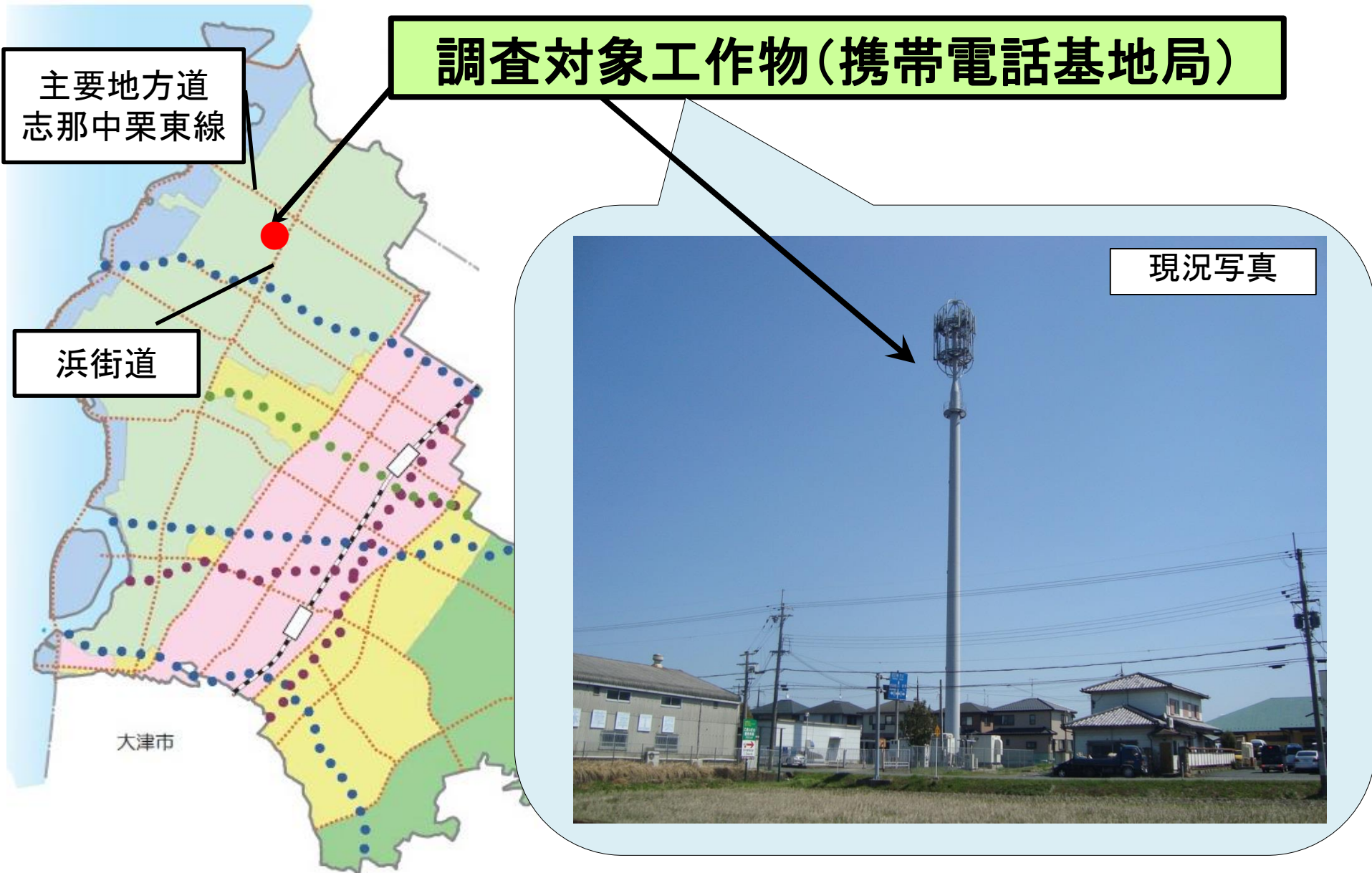
## 2 対象行為の種類

工作物の改築(携帯電話基地局内のアンテナ・無線装置の改築)

## 3 対象行為の規模等について

	【既存】		【改築後】	
(1) 延床面積	118.77m <sup>2</sup>	⇒⇒	118.77m <sup>2</sup>	(変更なし)
(2) 最高部の高さ	50.00m	⇒⇒	50.00m	(変更なし)
(3) アンテナの本数	3本	⇒⇒	6本	(3本撤去、6本新設)

# 景観影響調査 案件1 (NTTドコモ 近江常盤局アンテナ)



# 景観影響調査 案件2(NTTドコモ 草津上笠局アンテナ)

## 1 対象行為の場所

草津市上笠一丁目字坊ノ後670番1

## 2 対象行為の種類

工作物の改築(携帯電話基地局内のアンテナ・無線装置の改築)

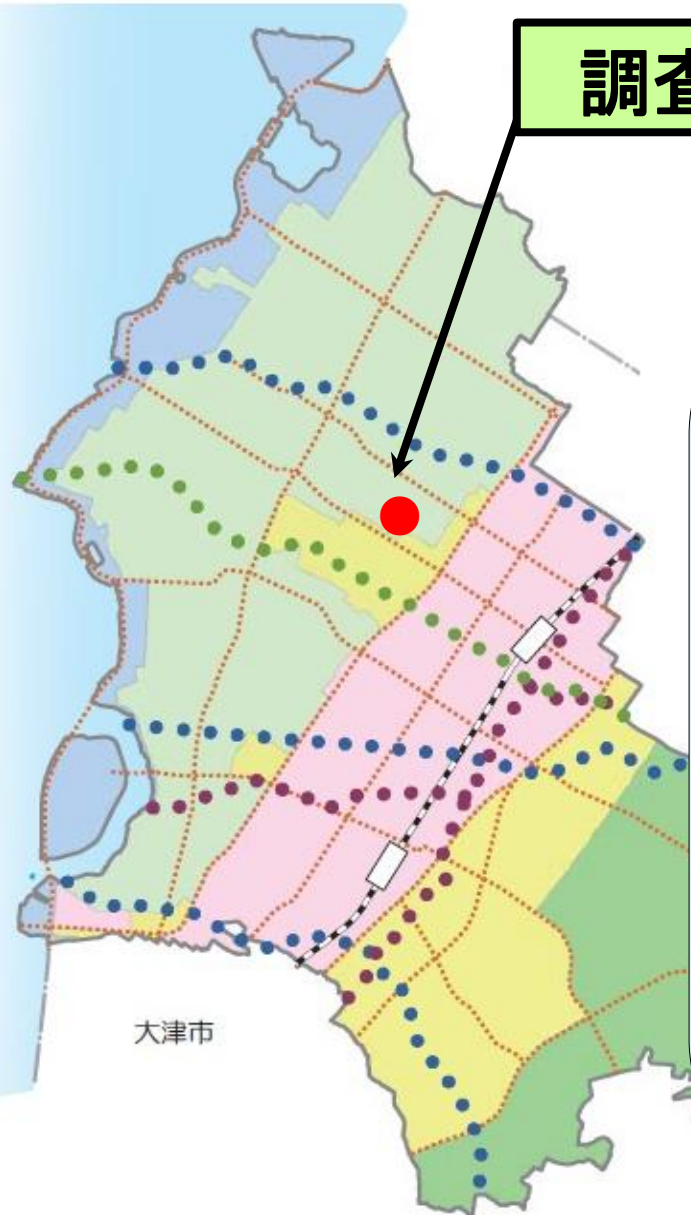
## 3 対象行為の規模等について

	【既存】		【改築後】	
(1) 延床面積	82.00m <sup>2</sup>	⇒⇒	82.00m <sup>2</sup>	(変更なし)
(2) 最高部の高さ	20.00m	⇒⇒	20.00m	(変更なし)
(3) アンテナの本数	2本	⇒⇒	2本	(2本撤去、2本新設)



# 景観影響調査 案件2 (NTTドコモ 草津上笠局アンテナ)

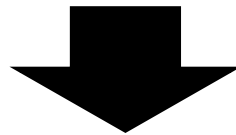
調査対象工作物(携帯電話基地局)



## 景観影響調査の結果

- ◆中景域および遠景域における調査の結果、眺望景観に影響を与えるものではないと予測し、景観影響はないものと評価する。
- ◆近景域における調査の結果、景観形成基準に適合しており周囲の景観と調和したものとなることと予測し、景観影響はないものと評価する。

⇒ 景観形成措置 …… 特になし



当該行為による景観影響はないものと  
総合的に評価する